



労務顧問契約書

特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下『甲』という）と東京総合労務事務所（以下『乙』という）は、本日下記の条件にて、労務顧問契約を締結する。

第1条（本契約の目的）

本契約は、甲が乙に対し第2条に記した労務手続きを委託し、乙がこれを受託することをその目的とする。

第2条（委託業務）

甲が乙へ委託する業務は、下記事項とする。注)※1、※2

1. 労働（雇用・労災）保険の概算・確定申告業務
2. 労働者の雇用保険の資格取得・喪失手続き
3. 社会（健康・厚生年金）保険の定時決定及び随時改定手続き
4. 労働者の社会保険の資格取得・喪失手続き
5. 労働者の給与計算
6. 労務管理についての各種相談への対応

※1 上記手続きは5人までとし、6人以上の場合は、5人毎に5,000円（税抜）を加算。

※2 給与計算は5人までとし、6人以上の場合は、500円（税抜）／人を加算。

第3条（委託期間）

委託期間は、平成30年7月1日から平成31年6月30日とする。

- 2 本契約を解約する場合には、文書をもって1ヶ月前に予告しなければならない。
但し、契約初年度の途中解約は出来ないものとする。
- 3 甲乙ともに契約更新について異議申し立てのないときは、さらに期間を1年間として本契約を更新することができるものとし、以後も同様とする。

第4条（顧問料の支払いと支払条件）

顧問料は月額15,000円（税抜）とする。

- 2 甲は翌月分の顧問料を月末までに乙の指定する口座に振り込みにて支払うものとする。
- 3 甲は乙に対し、その顧問料の全額を現金で乙に支払うものとする。

第5条（報告義務）

乙は、甲の請求があった場合には、委託された業務に関し、その情報を直ちに報告しなければならない。

第6条（秘密保持）

乙は、本契約から発生する一切の情報において、その知りえた内容を一切、漏洩してはならない。

第7条（善管注意義務）

乙は、甲の委託した事業に関し、善良なる管理者の注意を持って、その任にあたるものとする。

第8条（協議）

本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、別途、定めるものとする。

以上、本労務顧問契約の成立を証するため、本書を作成し、記名押印の上、保有することとする。

平成30年7月1日

甲 東京都港区赤坂一丁目2番2号

日本財団ビル4階

特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟

理事長 吉田 進



乙 東京都千代田区岩本町三丁目1番5号

スミト一神田岩本町ビル9F

東京総合労務事務所

(行政書士法人東京総合行政事務所)

社会保険労務士 瀧島

